

6 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

●地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・本県の大学収容力は21.1%（R4.5現在：全国45位）と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、更なる大学の立地促進が求められている
- ・本県の県外大学進学率は80.4%（R4.5現在：全国8位）と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）

（H28以降の補助実績：松本大学教育学部、清泉女学院大学看護学部など6大学）

○長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

- ・高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

課題

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 地方でも専門的な学びを受けられるよう、都市圏に集中している**高等教育機関を分散化することが必要**
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

<国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実>

・住民税非課税世帯の上限額の拡充

私立大学の場合、授業料実費額（R3平均:約93万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い。

・中間所得層の支援対象のさらなる拡大

支援対象が令和6年度から中間所得層のうち、多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大されるなど一定の改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

| | 国公立 | | 私立 | |
|--------|-------|-------|-------|--------------|
| | 入学金 | 授業料 | 入学金 | 授業料 |
| 大学 | 約28万円 | 約54万円 | 約26万円 | 約70万円 |
| 短期大学 | 約17万円 | 約39万円 | 約25万円 | 約62万円 |
| 高等専門学校 | 約8万円 | 約23万円 | 約13万円 | 約70万円 |
| 専門学校 | 約7万円 | 約17万円 | 約16万円 | 約59万円 |

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方国立大学が新たな学部・学科を設置する際は、国の責任において十分な財政措置を講じること
また、国がリーダーシップを発揮し、都市圏に集中している高等教育機関の地方分散化を促進すること
併せて、地方へのキャンパスの設置に係る経費について財政支援を行うなど、国が積極的な支援策を講じること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象を子どもの数や学部に限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること